

第12回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年8月20日  
 告示番号 第14号  
 会議年月日 令和7年8月27日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹  
 局長補佐 浅岡 栄 嗣  
 農地係長 金野 亨  
 主 事 佐藤 孝 河

本日の案件 第12回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後3時2分

議 長	<p>ただ今から、第12回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、9番 渡邊 克洋 委員、13番 及川 治雄 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 佐藤 宗雄 委員、5番 及川 務 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、佐藤 主事 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第27号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第27号、専決処分 of 報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から6ページの第22号までの22件、22名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年8月18日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第27号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第27号」の質疑を終わります。

次に、「議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7 ページをお開き願います。

議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請2件です。

第1号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理

できない状態にあることから、譲受人において養畜事業の採草のため贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第3号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農に伴う経営開始にあたり、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

8ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請3件です。

第4号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号及び第6号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間です。

9ページをお開き願います。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第7号につきましては、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第8号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

10ページをお開き願います。

第9号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において養畜事業の採草のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第10号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において養畜事業の採草のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載

議 長

のとおりとなっております。  
以上で、説明を終わります。  
ここで休憩させていただきます。  
(休憩)

議 長

再開いたします。  
以上で「議案第75号」の説明を終わります。

11番  
阿部 久美子 委員

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 齋藤委員、私 阿部、農地利用最適化推進委員 大越委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主査、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。  
報告は以上です。  
ありがとうございました。

20番  
佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、佐々木委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

す。  
報告は以上です。  
ありがとうございました。

5番  
及川 務 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 菊池委員、三浦委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第4号から第6号について、別紙農地法第3条現地

議 長  
23番  
千葉 平 委員

調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長  
12番  
後藤 修 委員

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 後藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第8号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

8番 佐藤 和威治 委員

議 長  
8番  
佐藤 和威治 委員

8ページ農地法第3条4号について、議案の申請理由では農地を取得したいとあるが、現地調査報告書では農地を借りたいとあります。どちらが正しいのですか。

また、譲受人と譲渡人の住所が同じですが入力の違いでしょうか。

農 地 係 長

現地調査報告書の記載が誤っておりました。

正しくは、「農地を取得したい」であります。

議 長

訂正してお詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

譲受人と譲渡人の住所が同じであることについては、事務局の方で確認いたしましたところ、同じ住所に別々に家があり、別の世帯であることを確認しています。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 75 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 75 号」を可と決します。

次に、「議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

11 ページをお開き願います。

議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 5 件です。

第 1 号は、借受人が公共工事に伴い迂回路として使用する道を一時的に拡幅するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められております。

第 2 号は、借受人が公共工事に伴う一般車両の臨時駐車場等として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められております。

第 3 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

12 ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、借受人が公共工事に伴う発生土仮置き場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、3年以内の一時転用は認められております。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第6号は、借受人が鉄道法面の工事に伴う作業場として利用するため、一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

13ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第7号は、借受人が合併処理浄化槽を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第8号は、譲受人が薪乾燥場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第9号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

14ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第10号は、借受人が岩石採取を行うため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、10件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

以上で「議案第76号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

11番  
阿部 久美子 委員

報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が公共下水道工事に係る周辺住民の迂回路として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第2号、申請人が公共下水道工事に係る周辺住民の仮設駐車場、仮設トイレとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請人が住宅分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請人が市道拡幅工事に係る埋戻土の仮置場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

20番  
佐藤 和幸 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請人が鉄道法面工事用作業場等として一時転用するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

24番  
藤野 秀一 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年8月8日、金曜日、午前9時30分よ

り、現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員  
菅原委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請人が合併処理浄化槽を設置する計画であり、排水  
は自宅前の側溝に流す計画であることから、周辺農地に影響はな  
い。

第8号、申請人が薪ストーブ用の薪割り及び乾燥用地として利  
用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に  
影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございま  
すので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水  
は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございま  
すので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請人が岩石採取場として一時転用する計画であ  
り、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧するこ  
とから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長  
23番  
千葉 平 委員

議 長  
12番  
後藤 修 委員

議 長

議 長

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第 76 号」を許可相当と決します。 次に、「議案第 77 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
農地係	長	事務局の説明を求めます。 15 ページをお開き願います。 議案第 77 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。 転用事業者が、認定こども園の来園者等駐車場及び花壇等として令和 7 年 4 月 21 日に転用許可を受けたものですが、隣接地に建設した認定こども園の敷地内に十分に泥んこ遊びスペースを確保できなかったことから、花壇に替えて泥んこ遊びスペースを整備しようとするものです。
議	長	以上で、「議案第 77 号」の説明を終わります。 審議願います。
議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 77 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第 77 号」を許可相当と決します。 次に、「議案第 78 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。
農地係	長	事務局の説明を求めます。 16 ページをお開き願います。 議案第 78 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見につい

		て、内容をご説明いたします。
		一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。
		本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 30 件、貸借・借入が 1 件、貸借・貸付が 2 件です。
		18 ページをお開き願います。
		はじめに貸借・一括方式ですが、1 号から 23 ページの 30 号まで、すべて千厩地域の申請です。
		24 ページをお開き願います。
		次に、貸借・借入ですが、一関地域 1 件の申請です。
		25 ページをお開き願います。
		次に、貸借・貸付ですが、24 ページの貸借・借入と同じ筆で、一関地域 2 件の申請です。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 78 号」の説明を終わります。
		なお、18 ページ【貸借・一括】第 1 号～第 29 号については、22 番 遠藤 真一 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 78 号」【貸借・一括】第 1 号～第 29 号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって可と決します。
		次に、【貸借・一括】第 1 号～第 29 号について審議いたします。
		遠藤 真一 委員は退室願います。
		(午後 3 時 33 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

		「議案第 78 号」【貸借・一括】第 1 号～第 29 号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、可と決します。
		遠藤 真一 委員は入室願います。
		(午後 3 時 34 分 入室)
議	長	遠藤 真一 委員に申し上げます。
		「議案第 78 号」【貸借・一括】第 1 号～第 29 号を可と決しました。
		次に、「議案第 79 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
農地係	長	26 ページをお開き願います。
		議案第 79 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は 2 件で、一関地域 1 件、藤沢地域 1 件です。
		いずれも、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 79 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
11 番		一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
阿部 久美子 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第 1 号、申請地は平成 6 年頃から共同住宅の駐車場として利用されており、既に農地性は失われている。
		報告は以上です。
議	長	ありがとうございました。

12番  
後藤 修 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。  
藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。  
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は昭和59年頃から牛舎及び物置用地として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第79号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第79号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第12回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時37分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員